

令和6年度浜松市小児慢性特定疾病審査会会議 会議録

- 1 開催日時 令和7年1月21日（火） 午後7時00分から午後7時40分
- 2 開催場所 浜松市保健所 2階 22会議室
- 3 出席状況 委員 石川 貴充、大呂 陽一郎、宮入 烈、宮本 健、横田 卓也
事務局 平野 由利子（医療担当部長）、板倉 称（健康福祉部医監）
渥美 雅人（健康増進課長）、小笠原 雅美（健康増進課長補佐）
健康増進課職員2名
- 4 傍聴者 0人
- 5 議事内容
（1） 令和6年度上半期実績報告
（2） 審査の実施に係る確認事項について
① 担当疾患群の確認・調整
② 審査の流れ及び取り決めについて
（3） その他
- 6 会議録の作成者 健康増進課難病支援グループ 赤堀 遼
- 7 記録の方法 発言者の要点記録
録音の有無 ☒ 有・無
- 8 会議記録

午後7時00分に開会し、事務局から出席数の報告、情報公開の確認、委員の紹介、医療担当部長挨拶を行った。なお、資料の公開に関しては、個人が特定される可能性がある上半期不承認疾病内訳及び一覧（1ページ）、小児慢性特定疾病受給認定疾病一覧（2～8ページ）、他自治体における認定状況（9・10ページ）、および浜松市小児慢性特定疾病審査委員担当疾患群一覧（14ページ）については非公開とする旨説明し、了承を得た。

【会 長】

それでは、議題（1）令和6年度上半期実績報告について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

令和6年度上半期の実績について、資料1ページから13ページを基に説明。

【会 長】

実績報告について、ご意見などありますか。

【委員】

確認ですが、11 ページの指定医の申請状況の中で、研修で指定になられる方が少数毎年いらっしゃいますが、研修の方法というのは、どのようになっているのかも一度教えていただいてもよろしいでしょうか。

【事務局】

研修についてはオンラインで先生方に受けていただいております。

【委員】

動画を見るような形でしょうか。それとも直接、指定医の先生からレクチャーを受けるような形でしょうか

【事務局】

動画を見るような形になっております。

【会長】

他いかがでしょうか。

【委員】

同じページで、指定医療機関に、病院だけでなく薬局や訪問看護ステーションの名前が挙げられています。病院はわかりますが、薬局や訪問看護ステーションが、指定医療機関として受給者証に記載がない場合どのような扱いになりますか。

【事務局】

受給者の方が使う予定の医療機関、薬局、訪問看護ステーションについては、申請のときに必ず申請書に書いていただくようになっておりますが、必ず使わなければならないというわけではありません。受給者証に記載がない指定医療機関（病院・薬局・訪問看護ステーション）では、医療費助成が受けられないため、使う可能性がある指定医療機関（病院・薬局・訪問看護ステーション）については、申請のときに書いていただきます。また、最初使う予定がなかった指定医療機関（病院・薬局・訪問看護ステーション）でも、今後新たに使いたい場合については、医療機関の追加の申請が必要になります。

【委員】

ではその段階で申請すれば、指定は受けられるということでしょうか。

【事務局】

はい。

【委員】

わかりました、ありがとうございます。

【非公開部分】 2～10、14 ページ部分

【事務局】

審査の流れ等について、資料 15 ページから 16 ページを基に説明。

【会 長】

議題（２）②に関しまして、何かご意見ございますか。

【委 員】

委員の間で意見が割れたり、不承認になったりということで、宮入先生が、困っていることはあります。また、もう少しこうした方が良い等ありますか。

【会 長】

委員の先生方で意見が割れることは非常に稀でして、そのような形になることは、あまりないというのが実情です。先生方適切なお対応いつもありがとうございます。意見が割れることがあった場合には事務局ともいろいろ相談しながら決定し、最終的に私の方で決定させていただいておりますのでよろしくお願いします。

その他いかがでしょうか。

【会 長】

意見等ございませんので、議題（３）その他について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

議題（３）その他について、資料 17 ページから 20 ページを基に説明。

【会 長】

議題（３）に関しまして、何かご意見ございますか。

【委 員】

この資料にはなかったですが、小児慢性の審査の流れが電子化されるというようなお話があったと思いますが、進捗等何かありましたら、教えていただけますとありがたいと思います。

【事務局】

医療意見書のオンライン申請のことでしょうか。

難病の臨床調査個人票の作成も同様ですが、医療意見書についても、国の方でオンライン化が始まり、オンラインで医療意見書の申請をすることが、できるような状況になっております。

しかし、小児慢性の医療意見書をオンラインで申請を受け付けたことはまだ浜松市ではありません。できるような状況なので、もし先生方がオンラインで医療意見書を提出したいということであれば、まず浜松市の方にオンラインに入るための ID・パスワードを発行して欲しいということで申請をしていただくと、市の方から、それを国の方に申請しまして、先生方に ID とパスワードを医療機関の方に郵送させていただく形になります。

国から送付されたオンライン申請するためのソフトを使って申請をしていく流れにはなっております。

【委 員】

申請や審査が、オンラインで行われる計画があるという、ご説明があったのではないかと思います。

【事務局】

オンラインで申請した場合、1次判定ということで、コンピューターで該当非該当という結果が出てきます。しかしそれが正しいかどうかをもう1回事務局の方で、確認をしている状況です。

【会 長】

オンライン申請が、すでにできるようになっているけれども、浜松市では、オンラインで申請をしていないというのが現状だということによろしいですか。

【事務局】

指定難病の方につきましては、オンラインでの申請を受け付けていますが、小児慢性の医療意見書については、まだオンラインでの申請は1件も受け付けてはいない状況です。

【会 長】

これは周知されているが、見落としているという可能性と、実際には周知されていないということだと思うのですが、案内等はいつされましたか。

【事務局】

オンラインの申請が始まるときに案内をさせていただいています。
難病の更新案内のときに、補助金の申請を受け付けしているという案内も一緒に同封させていただいています。補助金の申請を出されているのがほとんど開業医の医療機関になります。
総合病院は、オンライン申請できる環境が整っていない状況です。医療意見書を書いている医療機関はほとんど総合病院の方であるため、申請件数が増えないのは総合病院のオンライン申請の環境が整っていないからだと思っております。

【会 長】

委員あてに、オンライン申請についての案内を1度送っていただくことはできますか。

【事務局】

はい、承知しました、案内を送付させていただきます。

【会 長】

先生よろしいですか。

【委 員】

ありがとうございました。

【会 長】

委員の皆様、最後に何かご意見がありましたらよろしくお願いします。

【委 員】

先ほどのオンライン申請ですがホームページなどを探してみましたが、わからなかったため、どこから入ったらいいのか、ぜひ教えてもらいたと思います。
また、治療していることが認定条件である場合に治療が全くと、その時点で不認定ということになると思います。審査基準について、申請時少し伝えたほうがいいのではないかなということを感じました。以上です。

【会 長】

貴重なご意見ありがとうございます。議題は以上となります。以上をもちまして、令和 6 年度浜松市小児慢性特定疾病委員審査会会議を閉会いたします。

ありがとうございました。